

船橋市一般競争入札【総合評価型】実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価型」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、船橋市が発注する建設工事のうち、入札参加者が提案した施工計画及び入札参加者の施工能力等の入札金額以外の多様な要素（以下「施工計画等」という。）と入札金額を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要がある工事とする。

(公 告)

第3条 総合評価型による入札を行おうとするときは、船橋市建設工事等一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の規定によるもののほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価型による入札を行うこと
- (2) 施工計画等の評価項目、評価基準
- (3) 落札者決定基準
- (4) その他総合評価型を行うために必要があると認める事項

(入札書及び施工計画等の提出)

第4条 入札書については、実施要領の規定による。

- 2 施工計画等の提出は、公告に定められた期間に提出するものとする。
- 3 施工計画等の提出後における内容の変更は認めない。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第5条 総合評価型による入札を行うときは、地方自治法施行規則第12条の4に規定する事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

- 2 学識経験者の意見を聴く場合は、船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する学識経験者委嘱要領及び船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する学識経験者意見聴取基準によるものとする。

(落札者決定基準)

第6条 施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、

評価項目及び評価基準、落札者の決定方法、その他必要な基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準は、船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する技術審査会設置要綱に定める技術審査会（以下「技術審査会」という。）において決定する。

（評価の方法）

第7条 評価は、標準点（100点）に入札者の施工計画等に係る評価の得点を基に算出した点数（以下「加算点」という。）を加えた点（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札金額で除した数値に100万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）により行う。加算点は、施工計画等に係る評価の得点の合計を、施工計画等に係る評価の満点で除したものに、当該工事の加算点の満点を乗じて算出する（小数点第4位以下切り捨て）。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札金額} \times 1,000,000$$

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{加算点} = \text{評価の得点の合計} / \text{評価の満点} \times \text{加算点の満点}$$

（施工計画等の審査）

第8条 施工計画等の審査については、技術審査会において行う。

（落札候補者の決定方法）

第9条 次の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

- (1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 技術的要件を全て満たしていること。
 - (3) 第2項に規定する低入札価格調査等において、契約の 내용에 適合した履行がされると認められたこと。
- 2 低入札価格調査実施要領に規定する価格を下回っているときは、低入札価格調査等を行う。

（施工計画の取り扱い）

第10条 施工計画は、その採否に係わらず返却及び公表はしない。

- 2 提出された施工計画について、その内容が一般的に使用されることとなった場合は、工業所有権等の排他的権利が設定されているものを除き、これを使用することができるものとする。

（施工計画等の履行の確保）

第11条 契約の締結にあたり、次の内容を総合評価型に係る特約条項として

工事請負契約書に記載する。

- (1) 受注者は、施工計画を提案した場合は、提案した施工計画のうち、落札候補者施工計画調査で履行すべきとした施工計画を履行するものとする。
 - (2) 受注者が提案した施工計画に係る設計変更は、原則として行わないものとする。
 - (3) 受注者は、評価細目の内容についてその履行に努めるものとする。
 - (4) 発注者は、受注者の責めにおいて施工計画等を履行しないと認める場合には、受注者の工事成績評定点を5点減ずるものとし、履行しない状況が悪質と認める場合には、受注者に対し船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行うものとする。
- 2 受注者が落札候補者施工計画調査で履行すべきとした施工計画が履行できない場合は、工事請負契約書の第47条を適用することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもの以外は、実施要領による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月5日から施行する。